

地球温暖化に係る最近の国際動向について

- ・ 気候変動政策に関するブッシュ大統領声明について
- ・ プロンク議長統合交渉テキストについて
- ・ 米・EUサミット共同声明（気候変動関連）

平成 13 年 6 月 15 日（金）

環 境 省

気候変動政策に関するブッシュ大統領声明について

(日本時間 12 日午前 0 時過ぎ発表)

1. 声明の概要

- (1) 地球温暖化が起きていることには確証がある。但し、その進行の速度、程度、影響については不確実性がある。
 - (2) 京都議定書には致命的な欠陥がある (fatally flawed)。
 - (3) 気候変動について国連の枠組みの中で対処する用意があり、米国は排出を削減する責任を認識し、リーダーシップをとる。
 - (4) 気候変動対策として、以下の提案を行う。
 - 気候変動に係る科学、技術開発の推進
 - 省エネ、クリーンエネルギー技術利用の推進
 - 気候変動観測・研究に係る国際協力
 - 中南米諸国等とのパートナーシップ
 - (5) 温室効果ガス削減のための共通のアプローチを友好国、同盟国と共に探求する。その際、以下の基本原則を考慮する。
 - 温室効果ガス濃度の安定化という長期的目標に整合
 - 科学的知見に基づくアプローチ
 - 新情報、新技術に対応しフレキシブルであること
 - 経済成長の持続、米国及び世界の市民の繁栄の確保
 - 市場原理によるインセンティブ、技術革新の促進
 - 途上国を含む、グローバルな取組
- (注) 米国が義務的な数値目標を認めるか否かについては、11日の声明では言及されていない。

2 . 評価

評価すべき点

温暖化問題に真剣に取り組もうとしていること。
事前に通報してきたこと。
友好国・同盟国の意見に耳を傾けようとしていること。
世界最大の排出国としての責任を認識し、各国と協力しようとしていること。
調査研究、技術開発の促進
市場メカニズム、柔軟性措置の活用

問題点

京都議定書の重要な要素である対策の期限、目標が明らかになっていないこと。
途上国の参加を先進国と同時に進めようとしていること。
政策レビューのスケジュールが不明なこと。

ブロンク議長統合交渉テキストについて

平成 13 年 6 月 11 日深夜（日本時間）にブロンク議長統合交渉テキストが発表された。

このテキストは、ブロンク議長が、各国からのアドバイスを踏まえて、COP6 再開会合での議論用に作成したもの。

基本的な内容は、従来のブロンク議長ノートと大きくは異ならないが、主要な変更点は、以下のとおり。

1 吸収源

日本の吸収量については、今までのブロンクペーパーでは、割当量の約 0.6%分しか認められていなかったが、このテキストでは、日本については、森林管理に関する 85%の割引率が適用されず、3%まで認められている。

2 途上国支援

拠出額については、
毎年 10 億ドルとしている点、
拠出割合は、1990 年の二酸化炭素排出量の割合による点
は、今までのブロンクペーパーと同様であるが、このテキストでは、経済移行国については、拠出割合の 50% を割り引くこととしている。

（参考 1）ブロンク議長交渉テキストにおける吸収源の算定方法

森林管理については、85%の割引率を適用。ただし、エネルギー効率、森林被覆率、人口密度が一定の条件を満たす国（事実上、日本のみが該当）については、1,300 万トン（炭素換算）までは、割引率を適用しない。

森林管理等 3 条 4 項の活動による吸収分と、吸収源に関する CDM と JI（共同実施）による吸収分の全体について、上限を設定する。上限は、第 1 約束期間の目標排出量が基準年排出量より小さい国については削減率（%）の半分とし、それ以外の国については、一律 2.5%とする。

【日本に当てはめた場合】

の例外規定により、3.7%が計上されるが、 が適用されるため、3 条 4 項、CDM、JI の合計で 3%まで吸収分が認められる。

(参考2) 4月10日版 議長ノート改訂版の主な内容

途上国支援

先進国は、可能な限り早期（遅くとも 2005 年まで）に、途上国の温暖化対策や温暖化の悪影響に対する適応措置を支援するための資金として毎年 10 億米ドルを拠出する。各国の拠出の分担は、90 年の二酸化炭素排出量に比例。

排出量取引等京都メカニズムの利用の制限（補足性）

先進国は、削減目標の達成は、主に国内削減を通じて行なう（定量的な制限は設けない）。

排出量取引の売りすぎ防止措置

締約国は、排出枠の売りすぎ防止措置のため、予め排出枠の 90% を保持する必要（直近の排出量が 90% を下回っている場合は、そのレベル）。

削減目標を達成できなかった場合の措置

超過した排出量は、割り増した上で次期排出枠から差し引く。超過排出量が高まるほど、割り増し率を段階的に引き上げる（最大 200%）。

吸収源

森林管理の吸収分については、15%分のみ算入する。また、吸収量の総和は、削減目標の 50% を超えてはならない（例えば我が国の場合、上限は 3%）。この考え方によると我が国の獲得吸収量は、基準年排出量の約 0.6%。

米・EUサミット共同声明（気候変動関連）
（6月14日発表）

気候変動について、興味深くオープンな議論を行った。

気候変動問題はグローバルな解決を要する重要な課題と認識。

EUと米は、気候変動について強いリーダーシップを発揮。

大気中の温室効果ガス濃度を安定化するとの気候変動枠組条約の究極の目標に向けて、速やかに、効果的かつ持続可能な行動が必要。

我々は、枠組条約に基づく約束と責務を、様々な柔軟な手段で、市場と技術の力を用いて達成する。

この点で、気候変動に係る科学と研究に関する協力を強化する重要性に合意する。

京都議定書とその批准については、合意できない。しかし、気候変動に対処するためのあらゆる場面で協力し、ボンのCOP6再開会合に建設的に参加する。

我々の努力は、究極的には、現在と将来の世代のための持続可能な開発という共有された目的と両立する、環境の保護及び経済成長の確保を実現する。